

議案第 77 号

守谷市税条例の一部を改正する条例

守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年 8月31日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
77号	1

## 守谷市税条例の一部を改正する条例

第1条 守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第17項中「零」の次に「（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第20項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等についても同様。）」を加え、同条に次の1項を加える。

20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物についても同様。）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 守谷市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条

議案	頁数
77号	2

の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案	頁数
77号	3

提案理由（議案第77号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、守谷市税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、償却資産及び事業用に係る固定資産税の軽減措置、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、イベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への個人市民税における寄付金控除の適用及び住宅ローン控除制度の適用期限の延長です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
77号	4

守谷市税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで, <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条</u> 若しくは <u>第62条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2から16まで (略)	2から16まで (略)
17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零 <u>(生産性の向上に重点的に取り組るべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第20項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等についても同様。)</u> とする。	17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零 _____ _____ _____ _____ _____ とする。

18及び19 (略)

20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物についても同様。）とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

18及び19 (略)

(新設)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

守谷市税条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条</u>若しくは<u>第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2から19まで (略)</p> <p>20 法附則<u>第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっても同様。）とする。</p> <p>第24条 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条</u>若しくは<u>第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2から19まで (略)</p> <p>20 法附則<u>第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっても同様。）とする。</p> <p>第24条 (略) (新設)</p>

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(新設)